

1 調査の名称

高知県温室効果ガス排出量算定調査

2 調査の目的

本調査は「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）によって義務づけられている、毎年度の温室効果ガス排出量の算定公表に当たり、算定に活用するための基礎資料を得ることを目的とする。

3 調査対象の範囲

(1) 地域的範囲

高知県

(2) 属性的範囲（☐個人 ☐世帯 ☒事業所 ☒企業・法人・団体 ☐地方公共団体 ☐その他）

高知県内に事業所を有し、温対法第26条第1項に基づく特定排出者として環境省に温室効果ガス排出量の報告義務がある企業のうち、高知県の温室効果ガス排出量の算定にあたり、「高知県統計書」等の既存資料で把握できないデータを持つ企業及び事業所。

4 報告を求める個人又は法人その他の団体

(1) 報告者数 9

(2) 報告者の選定方法（☒全数 ☐無作為抽出 ☐有意抽出）

調査実施時期に公開されている環境省HPの特定排出者データベースを母集団情報として、調査対象の範囲に示した事業所を全て選定する。

5 報告を求める事項及びその基準となる期日又は期間

(1) 報告を求める事項（詳細は別添の調査票を参照。なお、報告者は、排出する温室効果ガスに応じて調査票1～5のいずれか1枚に記載する。）

【調査票1】

ア エネルギー起源排出量

イ メタン排出量

ウ 一酸化二窒素排出量

エ クリンカ製造量

【調査票2】

ア エネルギー起源排出量

イ 非エネルギー起源排出量、排出工程

【調査票3】

ア エネルギー起源排出量

イ HFCによる排出量

ウ PFCによる排出量

エ SF6による排出量

オ NF3による排出量

カ HFC、PFC、SF6、NF3を排出する工程とその対策の内容

【調査票4】

ア 電気消費量

イ 軽油消費量

【調査票5】

ア エネルギー起源排出量

イ エネルギー起源排出量（発電所等配分前）

（２）基準となる期日又は期間

調査実施年度の前々年度の１年間（４月～３月）

６ 報告を求めるために用いる方法

（１）調査系統

高知県－民間事業者－報告者

（２）調査方法

☒ 郵送調査    ☐ オンライン調査    ☐ 調査員調査    ☐ その他（            ）

〔調査方法の概要〕

県から民間事業者を通じて郵送により報告者に調査票を配布する。報告者は調査票を民間事業者に提出し、民間事業者が集計した調査票を取りまとめて県に提出する。

７ 報告を求める期間

（１）調査の周期

☐ １回限り    ☐ 毎月    ☐ 四半期    ☒ １年    ☐ ２年    ☐ ３年    ☐ ５年    ☐ 不定期    ☐ その他（            ）

（１年を超える場合又は不定期の場合の直近の実施年：            年）

（２）調査の実施期間又は調査票の提出期限

毎年５月上旬～５月下旬